

政令番号202 ジビニルベンゼン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成28年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・移動量合計
		大気への排出	水域への排出	土壌への排出・所内埋立	排出量合計	下水道への移動量	廃棄物搬出	移動量合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	2.0E+2	8.8E+1		288.0				288.0
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県	3.0E-1			0.3		3.0E+1	30.0	30.3
12	千葉県	4.0E-1			0.4		3.7E+2	372.0	372.4
13	東京都								
14	神奈川県						1.4E+2	140.0	140.0
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県						5.0E+2	500.0	500.0
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県						1.3E+2	128.1	128.1
25	滋賀県	2.5E+0			2.5				2.5
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	2.0E+0			2.0		1.1E+0	1.1	3.1
34	広島県	2.1E+0	2.1E+0		4.2		1.3E+1	13.0	17.2
35	山口県	1.9E+1			19.0				19.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県						3.0E+2	300.0	300.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県	7.4E+1			74.0				74.0
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		3.0E+2	9.0E+1		390.4		1.5E+3	1,484.2	1,874.6

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。